

令和8年度 小牧市児童クラブ加入申込のご案内

◆児童クラブとは

就労などにより保護者が昼間家庭におらず、保育が必要な児童を対象に、放課後等に適切な「遊び」や「生活」の場を提供し、児童の健全な育成を図る場所です。

◆加入申込について（※必要書類は別紙参照）

申し込みは年度ごとに必要です。

令和7年度から継続して利用を希望する方も申し込みしてください。

令和7年度と内容に変更がありますので、必ず目を通してください！！



【令和8年4月から利用する場合】

申込期間	申込場所	受付時間
令和7年11月4日(火) ～令和7年12月26日(金)	オンライン 簡単、便利！！	詳細は QR コードからご確認ください。
令和7年11月4日(火) ～令和7年11月14日(金)	各児童クラブ	【各児童クラブ】 月～金:午後1時30分～午後6時 ※土曜日は申込受付しません。
令和7年11月17日(月) ～令和8年1月15日(木)	市役所 こども政策課	月～金:午前9時～午後4時 (年末年始・祝日を除く)

【年度途中(5月以降)から利用する場合】

申込期間	申込場所	受付時間
オンラインの場合は利用開始希望月の前月10日まで、書類の場合は前月15日まで(土・日・祝日と重なる場合は翌開庁日まで)※1	オンラインまたは市役所こども政策課	月～金:午前9時～午後4時 (年末年始・祝日を除く)

※1 期間を過ぎてから申し込みされた場合は、翌月からの利用はできません。

翌々月からの利用となりますのでご注意ください。



◆問合先

小牧市役所 こども政策課 子育て支援係

電話 0568-72-2101(内線129)

0568-76-1129(直通)

◆申し込みできる児童

市内の小学校に在籍する小学1～6年生の児童のうち、保護者（父、母、児童と同一住所の65歳未満※2の祖父母）が以下のいずれかに該当し、児童クラブでの集団生活に適應できると認められる児童。なお、利用されたい児童に何らかの持病等がある場合は、事前に主治医に集団生活が可能かどうかの確認をお願いします。

※2 令和8年4月1日時点（4月2日以降に申し込みする場合は、申し込みの時点）

事由	申し込みできる条件	
就労	年間を通じての利用	午後1時30分以降の時間帯を含む昼間4時間以上かつ月15日以上就労を常態にしている
	長期休業（春・夏・冬休み）のみの利用	昼間4時間以上かつ月15日以上就労を常態にしている
出産	保護者の出産（出産予定日の3か月前の月初から出産2か月後の月末まで）	
介護・看護付添	保護者が親族を常時、看護・介護している	
傷病	保護者が疾病もしくは負傷し、または、心身に障がいがある	
災害復旧	保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている	
通学	保護者が4年生大学、短期大学、昼間4時間以上かつ月15日以上授業のある専門学校に通学している	

ただし、次に該当する場合は、申し込みができません。

- (1) 就労証明などからみて、保護者が児童クラブの開所時間内に児童の送迎ができない場合
- (2) 利用希望児童の兄弟姉妹を含め、過去の保護者負担金に未納がある場合

◆開所時間・休所日・土曜日開所

(1)開所時間

開所日	開所時間
学校の授業日（月～金曜日）	授業終了後～午後7時
春休み・夏休み・冬休み（土曜日を除く）	午前7時30分～午後7時
土曜日	午前8時30分～午後6時
学校代休日・卒業式 ※特定の学年のみの代休日については、 <u>他学年の授業終了後から</u> となります。	午前7時30分～午後7時

(2)休所日

日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、その他市長が必要と認めた日（暴風警報の発令時、災害時、施設の大規模なメンテナンス時 等）

(3)土曜日開所

土曜日は近隣の児童クラブでの合同開所となります。そのため、利用するクラブによっては土曜日の利用場所が異なります。（詳細は別でお伝えいたします。）

◆保護者負担金

※料金体系については別紙「令和8年度保護者負担金について」をご参照ください。

児童1人につき月額5,000円 ※8月分のみ8,000円

※送迎時間やご家庭の状況に応じて料金が増減します。

※学校代休日、卒業式利用の保護者負担金は、長期休業期間中に利用された当該月の保護者負担金に含まれます。

※保護者負担金の支払いは、原則口座振替です。(必ず登録をお願いします)

※保護者負担金は前払いです。口座振替は、前月15日に当月分を引落します。なお、振替日が金融機関等の休業日にあたる場合は、翌営業日が振替日となります。引落し前に口座残高の確認、入金をお願いします。口座引落しができなかった場合や送迎時間の超過で追加料金が発生した場合は送付する納付書にて、必ず期限内に納付をお願いします。

(例)6月分⇒5月15日口座振替、追加料金等が発生すれば7月に納付書により支払い

※令和7年度以前に児童クラブを利用している場合は、口座振替の登録口座をそのまま引き継ぎます。ただし、申込者(=保護者)が過年度と異なる場合は引き継がれませんので、新たに口座振替の登録をお願いします。

※おやつを実施している児童クラブは、別途おやつ代を実費徴収します。

(月額500～1,000円程度)

◆児童クラブを利用する必要がなくなったら

・前月末までに「退会届」を提出してください。期限までに届出がない場合は、利用がなくても保護者負担金は徴収します。児童クラブへの連絡だけでは届出となりません。

・半月以上欠席をする場合は、「休会届」の提出が必要になります。休会期間は最大で2か月間(日単位であれば60日間)です。2か月を超えての休会はできませんので、その場合は一旦退会していただきます。復職したなど再び利用が必要な時点で前月10日(書類の場合は前月15日)までに加入申込の手続きをいただければ、翌月から利用することができます。

◆利用形態の変更について

・利用形態には通年利用と長期休業のみ利用の2種類があります。なお、加入時に長期休業のみで申し込まれた方が通年利用に変更したい場合は、変更届と一緒に就労証明書を必ず添付してください。(加入申込時と内容が変わらなくても新たに勤務先に作成を依頼してください。)

◆利用にあたってのルール

※ルールを守れない場合は退会となることがあります。

①児童クラブの決まり事や支援員の注意を守る。

他の児童や支援員等に故意に危害を加え、注意しても改善が見られないなど。

②無断欠席をしない。

欠席する場合は、必ず児童クラブへ連絡してください。無断欠席が一定期間続く場合は、その間保護者負担金が発生します。

③保護者負担金は期限までに納める。

④開所時間内に児童の送迎をする。

送迎は、保護者の責任のもとで、必ず時間内に行ってください。勤務の都合等により時間内の送迎ができない方は、ファミリーサポートセンター(有料)等の別のサービスをご検討ください。※ファミリーサポートセンター:TEL 74-4755(午前9時30分から午後4時30分)

◆その他

- ・就労証明書については、市が詳細を勤務先に確認する場合がありますのでご承知おきください。また、就労等に変更が生じて利用条件に該当しなくなった場合は利用できません。
- ・開所時間前に児童が1人で児童クラブの外で待つことは絶対におやめください。
- ・自然災害などの緊急事態、感染症の発生等が生じた場合は、速やかにお迎えにきてください。
- ・お仕事が終わったら速やかにお迎えに来てください。また、就労のない日は児童クラブを利用できません。
- ・児童クラブでの主な活動は集団での遊びを通じたものです。学習支援や発達支援、重度のアレルギーへの対応等、専門的な支援について十分な対応はできませんので、あらかじめご理解ください。
- ・送迎時間の登録にはアプリ「安心でんしょばと」を使用します。アプリを使って随時、市や児童クラブからお知らせが届きますので、必ず確認をお願いします。
- ・放課後の過ごし方を、ご家庭で児童を含めてお話し合いの上、お申し込みください。

◆児童クラブ一覧【設置順】

クラブ名	住 所 (所在地)	電話 & FAX
桃ヶ丘	桃ヶ丘二丁目3(桃ヶ丘小学校内)	79-2110
一 色	久保一色3500(一色小学校内)	77-3275
米 野	中央五丁目339(米野小学校敷地内)	77-3357
北 里	下小針中島二丁目50(北里小学校内)	71-2584
本 庄	本庄2597-18(本庄小学校東側)	78-5711
光ヶ丘	光ヶ丘三丁目50(光ヶ丘小学校内)	78-2110
篠 岡	篠岡二丁目25(篠岡小学校内)	79-8041
小 牧	小牧三丁目17(小牧小学校敷地内)	77-5122
味 岡	小松寺五丁目150(味岡小学校敷地内)	77-8666
小牧原	小牧原新田1125(小牧原小学校内)	73-7339
小 木	小木西二丁目1(小木小学校内)	72-8655
村 中	村中1045(村中中学校敷地内)	76-2655
小牧南	若草町82(小牧南小学校内)	76-8851
三ツ淵	三ツ淵480(三ツ淵小学校敷地内)	76-8100
陶	上末3450-282(陶小学校敷地内)	78-1101
大 城	城山三丁目2-4(大城児童館 2 階)	78-1102